

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律(一八)
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(一九)
- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律(二〇)
- 社会福祉法等の一部を改正する法律(二一)
- 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(二二)
- 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律(二三)

〔政 令〕

- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(二八一)

三

三

三

二

六

〔省 令〕

- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(一八二)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(一八三)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(一八四)
- 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(一八五)
- 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(一八六)
- 児童福祉法施行令の一部を改正する政令(一八七)
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令
- (文部科学・厚生労働三)
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令(同四・五)
- 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同七六)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(同七七)
- 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同七八)
- 社会福祉法人会計基準(同七九)

六

五

五

五

四

四

三

三

三

三

三

三

〔告 示〕

- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同八〇)
- 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(同八一、八二)
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令(経済産業六〇)
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(経済産業・環境四)
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令(国土交通三九)
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件(文部科学・厚生労働一)
- 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(厚生労働一八三)
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を定める件(同一八四)
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件(同一八五)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

○健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程(同二八六) 二三

本号で公布された
法令のあらまし

◇国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合
開発機構法の一部を改正する法律（法律第一八
号）（経済産業省）

1 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合
開発機構法（以下「機構法」という。）附則第
一条の二に規定する廃止期限の到来に伴い、気
候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書
に係る排出削減単位の取得に通ずる行動に参加
すること等の業務に係る機構法の規定を削除す
ることとした。（本則関係）

2 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総
合開発機構は、機構法第一五条第二項各号に掲
げる業務に係る債権の回収が終了するまでの
間、当該債権の管理及び回収等の業務を行うこ
とができることとし、これに伴う所要の経過措
置を定めることとした。（附則第二条関係）

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（法
律第十九号）（国土交通省）

一 踏切道改良促進法の一部改正関係

1 国土交通大臣は、国土交通省令で定める基
準に該当する踏切道のうち、平成二八年度以
降の五箇年間に於いて改良することが必要と
認められるものについて、改良の方法を定め
ず指定することとした。（第三条関係）

2 地方踏切道改良計画の作成・提出等
（一）指定された踏切道に係る鉄道事業者及び
道路管理者（国土交通大臣である道路管理
者を除く。）は、当該踏切道の改良に関する
計画（以下「地方踏切道改良計画」という。）
を作成し、国土交通大臣に提出できること

とし、この場合において、4の地方踏切道
改良協議会が組織されているときは、当該
地方踏切道改良協議会の意見を聴かなけれ
ばならないこととした。（第四条関係）

（二）地方踏切道改良計画には、特別な事情が
ある場合には平成二八年度以降の五箇年間
を超える期間を記載するほか、二の3の道
路協力団体の協力が必要な事項を記載でき
ることとした。（第四条関係）

3 国路切道改良計画の作成

鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道
路とが交差する場合における踏切道について
は、国土交通大臣が当該踏切道の改良に関す
る計画（以下「国路切道改良計画」という。）
を作成することとするともに、記載事項に
ついては、2の（二）と同様とすることとした。
（第五条関係）

4 地方踏切道改良協議会

道路事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良
計画の作成及び実施に関し必要な協議を行う
ため、地方踏切道改良協議会を組織できるこ
ととした。（第六条関係）

5 改良の実施

鉄道事業者及び道路管理者は、1に規定す
る期間において踏切道改良基準に適合する改
良の方法により（地方踏切道改良計画を提出
した場合又は国土交通大臣により国路切道改
良計画が作成された場合においては、当該地
方踏切道改良計画又は当該国路切道改良計画
に従い、当該踏切道の改良を実施しなけれ
ばならないこととした。（第七条関係）

二 道路法の一部改正関係

1 違法放置等物件に係る対策の強化

道路管理者は、道路に設置されている物件
や、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交
通に危険を及ぼすおそれがある場合又は物件
の占有者等が除去等の命令に従わないとき若
しくは現場にいないときについても、自ら除
去できることとした。（第四四条の二関係）

2 立体道路制度に係る国有財産法等の特例の
創設

道路管理者は、道路の区域を立体的区域と
した道路を構成する敷地（行政財産であるも
のに限る。）の上空等に交通確保施設を所有
し、又は所有しようとする者に対し、国有財
産法第一八条第一項又は地方自治法第二三八
条の四第一項の規定にかかわらず、当該施設
の所有を目的とする区分地上権を設定できる
こととした。（第四七条の七関係）

3 道路協力団体

（一）道路管理者は、（二）の業務を適正かつ確実
に行うことができるものと認められる法人その
他これに準ずるものとして国土交通省令で
定める団体を、その申請により、道路協力
団体として指定できることとした。（第四八
条の二〇関係）

（二）道路協力団体は、道路管理者に協力して
道路に関する工事又は道路の維持を行うこ
と等の業務を行うこととした。（第四八条の
二一関係）

（三）道路管理者の道路協力団体に対する監督
等を定めることとした。（第四八条の二二関
係）

（四）国土交通大臣又は道路管理者は、道路協
力団体に対し、（二）の業務の実施に関し必要
な情報の提供又は指導若しくは助言を行う
こととした。（第四八条の二三関係）

（五）道路協力団体が（二）の業務として行う国土
交通省令で定める行為の実施に必要な工事
等の承認、道路の占用の許可等については、
道路協力団体と道路管理者との協議が成立
することをもち、これらの許可等があつ
たものとみなすこととした。（第四八条の二
四関係）

（六）道路協力団体は、一の2の地方踏切道改
良計画又は一の3の国路切道改良計画に道
路協力団体の協力が必要な事項が記載され
たときは、当該地方踏切道改良計画又は当
該国路切道改良計画に基づき鉄道事業者及
び道路管理者が実施する踏切道の改良に協
力することとした。（第四八条の二五関係）

三 道路整備特別措置法の一部改正関係

1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済
機構（以下「機構」という。）又は地方道路公
社は、高速道路等の道路管理者に代わって、
二の3の（四）の規定による協議を行うことし
た。（第八条及び第一七条関係）

2 道路管理者は、高速道路等について、二の
3の（一）の規定による道路協力団体の指定等の
権限を行うこととするときは、あらかじめ、機
構及び会社又は地方道路公社の意見を聴かな
ければならないこととした。（第三〇条及び第
三一条関係）

4 この法律は、平成二八年四月一日から施行す
ることとした。ただし、二の1の改正規定、二
の2の改正規定等は、公布の日から起算して六
月を超えない範囲内において政令で定める日か
ら施行することとした。

◇地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律
（法律第二〇号）（内閣府本部）

1 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の
特例等の措置の有効期限を平成三三年三月三
日まで延長することとした。（附則第二項関係）

◇社会福祉法等の一部を改正する法律（法律第二
一号）（厚生労働省）

一 社会福祉法の一部改正関係

1 社会福祉法人の福祉サービスを提供するに
当たつての責務
社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事
業を行うに当たつては、日常生活又は社会生
活上の支援を必要とする者に対して、無料又
は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提
供するよう努めなければならないこととし
た。（第二四条第二項関係）

2 社会福祉法人の経営組織の見直し

（一）評議員、理事、監督及び会計監査人の資
格、職務及び責任並びに評議員、評議員会、
理事、理事会、監事及び会計監査人の権限
に関する規定の整備を行うこととした。（第
三六条、第四五条の二二関係）

(二) 社会福祉法人は評議員会を置かなければならないものとし、評議員会において、理事、監事及び会計監査人の選任等の重要事項の決議を行うこととした。(第三十六条第一項、第四十三条第一項及び第四十五条の八等関係)

(三) 一定規模以上の社会福祉法人は、会計監査人を置かなければならないこととした。(第三十七条関係)

(四) 清算に関する規定の整備を行うこととした。(第四六条の三、第四七条の七関係)

(五) 合併に関する規定の整備を行うこととした。(第四八条、第五五条関係)

3 社会福祉法人の事業運営の透明性の向上
(一) 何人も閲覧の請求ができることとする等、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等の備置き及び閲覧等に係る規定を整備することとした。(第五九条の二関係)

(二) 社会福祉法人は、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等を公表しなければならないこととした。(第五九条の二第一項関係)

4 社会福祉法人の財務規律の強化
(一) 社会福祉法人は、評議員、理事等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととした。(第二六条の二関係)

(二) 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならないこととした。(第四五条の三五第一項及び第五九条の二第一項関係)

(三) 毎会計年度、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える社会福祉法人について、社会福祉事業又は公益事業の既存事業の充実又は新規事業の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、所轄庁の承認を受けなければならないこととした。(第五五条の二第一項関係)

(四) 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、社会福祉事業等、地域公益事業(公益事業であつて、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対して、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものをいう。)、その他の公益事業の順に検討し、記載しなければならないこととした。(第五五条の二第四項関係)

(五) 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士、税理士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者及び事業区域の住民その他関係者の意見を聴かなければならないこととした。(第五五条の二第五項及び第六項関係)

5 行政の関与
(一) 所轄庁は、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善のために必要な勧告をすることができることとした。(第五六条第四項関係)

(二) 都道府県知事は、社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、統計等を作成し、公表に努めるとともに、厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民に迅速に当該情報を提供できるように必要な施策を実施することとした。(第五九条の二第二項及び第五項関係)

(三) 厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対し、都道府県知事は市長に対し、社会福祉法人の指導及び監督の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならないこととした。(第五九条の三関係)

6 社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針の改正
社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針を、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業(以下「社

会福祉事業等」という。)に従事する者の確保等に関する基本指針に改めることとした。(第八九条関係)

7 離職した介護福祉士等の届出
社会福祉事業等に従事していた介護福祉士等の資格を有する者が離職した場合等には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等を届け出るよう努めなければならないこととした。(第九五条の三関係)

二 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正関係
1 退職手当金の支給に要する費用に係る補助の見直し
障害者支援施設等の業務に従事する被共済職員に係る退職手当金の支給に要する費用を国の補助等の対象から除外することとした。(第二条第一項、第三項及び第一八条関係)

2 被共済職員の退職手当金の支給乗率の改定
退職手当金の算定に係る支給乗率について、被共済職員期間が長期の場合の支給乗率を引き上げる等の措置を講ずることとした。(第八条及び第九条並びに附則第三項及び第四項関係)

3 被共済職員期間の合算が認められる期間の見直し
被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に被共済職員期間の合算が認められる期間を二年以内から三年以内とすることとした。(第一条第八項関係)

三 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正関係
平成二八年度から平成三〇年度までに、高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において三年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者等であつて、九月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができることとした。(附則第二条関係)

四 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正関係
1 介護福祉士の資格取得方法に関する改正規定の施行の延期
大学に入学することができる者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「介護福祉士の養成施設」という。)において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに等しいとして、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改める規定の施行期日を、平成二八年四月一日から平成二九年四月一日に変更することとした。(附則第一条関係)

2 介護福祉士の資格取得に関する特例
(一) 平成二九年度から平成三三年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、介護福祉士となる資格を有することとした。(附則第六条の二第一項関係)

(二) 一が受けた介護福祉士の登録は、その者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは、効力を失うこととした。(附則第六条の二第二項関係)

(三) 一が、卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から継続して五年間介護等の業務に従事した場合には、五年間経過後にも引き続き介護福祉士となる資格を有することとした。(附則第六条の三関係)

(四) 一が、育児休業等をした場合には、一から三までの適用については、五年間に限り育児休業等をした期間を考慮することとした。(附則第六条の四関係)

五 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係
四の二による介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成二八年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱いとすることとした。(附則第三九条第九項、第一一項関係)

五 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係
四の二による介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成二八年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱いとすることとした。(附則第三九条第九項、第一一項関係)

六 施行期日等

1 検討

(一) 政府は、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後の各法律(以下「改正後の各法律」という)の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第三十五条第一項関係)

(二) 政府は、平成二九年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施の状況を勘案し、独立行政法人福祉医療機構に対する国の財政措置(保育所及び幼児保育連携型認定子ども園の職員の退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。)の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第三十五条第二項関係)

2 経過措置等

(一) 一定規模以下の社会福祉法人は、施行日から起算して三年を経過するまでの間、評議員の定員を四人以上とすることとした。(附則第一〇条関係)

(二) 二の施行の日の前に退職した者、同日前に障害者支援施設等の業務に従事していた者に係る所要の経過措置を定めることとした。(附則第二六条、第二九条関係)

(三) (一)及び(二)のほか、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この法律は、平成二九年四月一日から施行することとした。ただし、四及び五については公布の日から、一の1,3,4(一)に限る。、5(二を除く。)、及び6、二並びに三については平成二八年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(法律第二二号)(内閣府本府)

1 仕事・子育て両立支援事業

(一) 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第五九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第一二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るもの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができることとした。(第五九条の二第一項関係)

(二) 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとした。(第五九条の二第二項関係)

2 基本指針

内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六〇条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係)

3 抛入金

(一) 一般事業主から徴収する抛入金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六九条第一項関係)

(二) 抛出金の率の上限を一、〇〇〇分の二・五以内に引き上げること等とした。(第七〇条第二項関係)

4 その他

その他所要の改正を行うこととした。

5 施行期日等

(一) 特別会計に関する法律(平成一九年法律第二三三号)について所要の改正を行うこととした。(附則第二二項関係)

(二) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。(附則第三項及び第四項関係)

(三) この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律(法律第二三三号)(財務省)

1 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

復興債の償還費用の財源等

(一) 平成二八年度から平成三三年度までの間において、財政投融資特別会計投資勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとした。(第三条の二関係)

(二) 郵政民営化法第三六条第一項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式について、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所屬替をすることとした。(第五条の二関係)

(三) (一)の繰入金及び平成三三年度までに生じた日本郵政株式会社の株式処分収入について、復興債の償還費用の財源に充てることとした。(第七二条関係)

復興債の発行期間の延長

平成三三年度までの各年度において、財政法第四条第一項の規定にかかわらず、復興費用の財源については、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができることとした。(第六九条関係)

3 その他

割引の方法をもって発行された復興債について、発行価格差減額繰入れに関する特別会計に関する法律の規定の適用に当たっては、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとした。(第七四条関係)

二 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部改正関係

1 趣旨

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることと鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、平成二八年度から平成三三年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。(第一条関係)

2 特例公債の発行期間等

(一) 財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二八年度から平成三三年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができることとした。(第三条関係)

(二) 特例公債を発行する場合には、平成三三年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において特例公債の発行額の抑制に努めることとした。(第四条関係)

三 その他

1 経過措置

所要の経過措置を定めることとした。(附則第二条関係)

2 財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮した復興施策に必要な財源の確保

復興施策に必要な財源の確保及び一般会計の歳出の財源の確保が相互に密接な関連を有することに鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うこととした。(附則第三条関係)

四

この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第一八一号)(財務省)

- 1 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。(第一条、第四条関係)
2 この政令は、平成二八年三月三十一日から施行することとした。

◇踏切道改良促進法施行令の一部改正関係(国土交通省)

- 一 踏切道改良促進法施行令の一部改正関係
保安設備の整備による指定踏切道の改良の実施に要する費用の補助の対象とする鉄道事業者の要件を定めることとした。(第二条関係)
二 道路法施行令の一部改正関係
国道の新設又は改築に要する費用に係る都道府県の負担金を他の都道府県に分担させる場合の基準について定めることとした。(第二〇条関係)

三 国土交通省組織令の一部改正関係

国土交通省道路局道路交通管理課が踏切道の指定等に関する事務を所掌する期限を平成三三年三月三十一日までに延長することとした。(附則第一七条関係)

四 施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(政令第一八三号)(厚生労働省)

- 1 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(本則関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一八四号)(厚生労働省)

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係
三年以上介護等の業務に従事した者が介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する学校及び養成施設(以下「学校等」という。)に関する規定の整備を行うこととした。(第一条関係)
二 社会福祉法施行令の一部改正関係
社会福祉法人の収益を充てることができる公益事業に学校等を経営する事業を加えることとした。(第二条関係)
三 経過措置
学校等の指定を受けようとする者は、この政令の施行前においても、指定の申請を行うことができることとした。また、この申請があった場合には、主務大臣(養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事)は、この政令の施行前においても指定をすることができることとし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずることとした。(附則第二条関係)

四 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第一八五号)(厚生労働省)

- 一 社会福祉法施行令の一部改正関係
1 特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者を定めることとした。(第一三条の二関係)
2 社会福祉を目的とする事業を定めることとした。(第二三条の二関係)
二 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正関係
1 障害福祉に関する施設及び事業を特定介護保険施設等とすることとした。(第一条、第一条の二及び第二条関係)

2 児童福祉法第二七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられている児童が入所する障害児入所施設等に使用される特定介護保険施設等職員に係る掛金の額を定めるとともに、単位掛金額及び補助金算定対象額を改めることとした。(第六条第二項、第四項及び第五項、第七条、第八条並びに第九条関係)

三 施行期日等

- 1 経過措置
(一) 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置を定めることとした。(第五条、第七条関係)
(二) 社会福祉法等の一部を改正する法律第四條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の規定による高等学校又は中等教育学校の指定を受けようとする者は、この政令の施行前においても、指定の申請を行うことができるものとする。
また、この申請があった場合には、主務大臣は、この政令の施行前においても指定をすることができることとし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずるものとする。
(三) (二)のほか、この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第二条、第九條関係)

2 この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、1の(二)については、公布の日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(政令第一八六号)(内閣府本府)

- 1 低所得世帯における保育料の負担軽減措置の拡充
(一) 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇〇円未満である場合の利用者負担の上限額について、新たに額を定めることとした。(第四条、第七条及び第九条、第一三條関係)

(二) 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇〇円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等)にあつては、五万七、七〇〇円未満)であり、複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る利用者負担の上限額の特例を設けることとした。(第一四條の二関係)

2 抛出金率の改定

- 子ども・子育て支援法第七〇条第二項に基づき定める抛出金率は、一、〇〇〇分の二・〇とした。(第二七條関係)

3 附則関係

- (一) この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例によることとした。(附則第二条関係)
(二) この政令による改正後の2の規定は、平成二八年四月以後の月分の抛出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の抛出金の徴収については、なお従前の例によることとした。(附則第三条関係)
(三) この政令の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第四條及び第五條関係)
(四) この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第一八七号)(厚生労働省)

- 1 児童(これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む)が二人以上いる通所給付決定保護者について、障害児通所給付費及び特別障害児通所給付費に係る負担上限月額の見直しを行うこととした。(第二四條及び第二五條の二関係)
2 この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

(鉄道事業法の一部改正)
第六條 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十九條の三中「第六條第一項から第三項まで」を「第八條第一項及び第二項」に改める。
第七條 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項第二号中「第八條第三項」を「第十條第三項」に改める。

総務大臣 山本 早苗
国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

法律第二十号

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「平成二十八年度」を「平成三十三年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

総務大臣 山本 早苗
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 馳 浩
厚生労働大臣 塩崎 恭久
農林水産大臣 森山 裕

社会福祉法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

法律第二十一号

社会福祉法等の一部を改正する法律

(社会福祉法の一部改正)

第一条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十九條」を「第五十九條の三」に、「社会福祉事業」を「社会福祉事業等に」に改める。

第二十四條の見出しを「(経営の原則等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六條第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

第二十六條の次に次の一条を加える。
(特別の利益供与の禁止)

第二十六條の二 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第三十條第一項中「都道府県知事」を「その主たる事務所の所在地の都道府県知事」に改め、同項第二号中「第九十九條第二項」を「主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第九十九條第二項」に改め、同条第二項中「都道府県の区域」を「地方厚生局長の管轄区域」に改め、「わたるもの」の下に「であつて、厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第三十一條第四項を削る。

第三十六條第四項第四号中「第五十六條第四項」を「第五十六條第八項」に改める。

第四十三條第二項中「第三十一條第四項の規定は定款の変更の認可の申請に」を削り、「定款の変更の認可にそれぞれ」を、「前項の認可について」に改め、同条第四項を削る。

第四十四條第四項を削り、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

4 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第四十四條に第一項として次の一項を加える。
社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

第四十六條第三項を削る。

第四十九條第三項中「第三十一條第四項の規定は合併の認可の申請に」を削り、「合併の認可にそれぞれ」を、「前項の認可について」に改める。

第五十六條の見出しを「(監督)」に改め、同条第一項を次のように改める。
所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第五十六條第七項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項中「第三項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「所轄庁は」の下に「第四項の規定による報告を受けた」を加え、「法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認める」を「正当な理由がないのに当該報告に係る措置をとらなかつた」に、「必要な措置を採るべき」を「当該報告に係る措置をとるべき」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員を除く)をとるべき旨を勧告することができる。

5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五十七條の次に次の一条を加える。

(関係都道府県知事等の協力)

第五十七條の二 関係都道府県知事等(社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。)は、当該社会福祉法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 所轄庁は、第五十六條第一項及び第四項から第九項まで並びに前条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第五十八條の見出しを「助成等」に改め、同条第四項中「第五十六條第五項から第七項まで」を「第五十六條第九項から第十一項まで」に改める。

第五十九條第一項中「事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、」を「次に掲げる書類を」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第四十四條第五項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面
- 二 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

第五十九條第二項を削る。

第六章第五節中第五十九條の次に次の二条を加える。

(情報の公開)

第五十九條の二 社会福祉法人は、次に掲げる書類を各事務所に備え置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 定款

二 前条各号に掲げる書類

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第三十一條第一項若しくは第四十三條第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容
- 二 前条の規定による届出をしたとき 前項第二号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)

第五十九條の三 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

第九章の章名を次のように改める。

第九章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進

第八十九條第一項中「が適正に行われることを確保する。」を「の適正な実施を確保し、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業(以下この章において「社会福祉事業等」という。)の健全な発達を図る。」に、「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第二項第一号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同項第二号中「社会福祉事業を」を「社会福祉事業等を」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同項第四号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

第九十條(見出しを含む。)及び第九十一條中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。第九十二條中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第九十三條第一項中「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第九十四條第一号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第二号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第三号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第四号中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業等の」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第五号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第六号中「社会福祉事業を」を「社会福祉事業等を」に改め、同条第七号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第七号中「社会福祉事業等従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第九十五條(見出しを含む。)及び第九十九條中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第一百零二條第二号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第三号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改め、同条第四号中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業等の」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第七号中「社会福祉事業等従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第一百零二條中「社会福祉事業に」を「社会福祉事業等に」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第一百零三條第一号中「社会福祉事業を」を「社会福祉事業等を」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第二号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第三号及び第四号中「社会福祉事業を」を「社会福祉事業等を」に、「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改め、同条第五号中「社会福祉事業従事者」を「社会福祉事業等従事者」に改める。

第一百五五條中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

第一百零九條第六項中「なければ」を「ないのに」に改める。

第一百零二條中「第五十六條第四項」を「第五十六條第八項」に改める。第一百零三條中「第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に次の二号を加える。

七 第五十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八 第五十九條の二第一項の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同項の規定による閲覧を拒んだとき。

別表都道府県の項中「及び第四項(第四十三條第二項、第四十六條第四項及び第四十九條第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「第三項及び第四項(第五十九條第二項において準用する場合を含む。)」を「及び第三項」に、「から第四項まで及び第五項」を「第四項から第八項まで及び第九項」に、「第五十九條第一項」を「第五十九條」に改め、同表市の項中「から第四項まで及び第五項」を、「第四項から第八項まで及び第九項」に、「第五十九條第一項」を「第五十九條」に改め、同表町村の項中「第五十六條第五項」を「第五十六條第九項」に改める。

第二条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第三節 機関

- 第一款 機関の設置(第三十條)
- 第二款 評議員等の選任及び任期(第三十一條)
- 第三款 評議員及び評議員会(第三十二條)
- 第四款 監事及び理事会(第三十三條)
- 第五款 会計監査人(第三十四條)
- 第六款 役員等の損害賠償責任(第三十五條)
- 第七款

3 何人(評議員及び債権者を除く)も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
二 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における第二項第三号及び第四号並びに前項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめている社会福祉法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所及び従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第三十五条中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の下に「平成十八年法律第四十八号」を加え、「贈与又は遺贈に関する規定の準用」及び「財産の帰属時期」を削り、同条に次の一項を加える。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二百六十九条(第一号に係る部分に限る。)、第二百七十条、第二百七十二条から第二百七十四条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十四条第二項第一号中「社員等(社員、評議員、理事、監事又は清算人)をいう。以下この款において同じ。」とあるのは、「評議員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとする。

第六章第三節の節名を次のように改める。

第三節 機関

第六章第三節第三十六條の前に次の款名を付する。

第一款 機関の設置

第三十六條及び第三十七條を次のように改める。

(機関の設置)

2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

(会計監査人の設置義務)

第三十七條 特定社会福祉法人(その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第三十七條の次に次の款名を付する。)

第二款 評議員等の選任及び解任

第三十八條及び第三十九條を次のように改める。

(社会福祉法人と評議員等との関係)

第三十八條 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。(評議員の選任)

第三十九條 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

第三十九條の二から第三十九條の四までを削る。

第四十條から第四十五條までを次のように改める。

(評議員の資格等)

第四十條 次に掲げる者は、評議員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人又は被保佐人

三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
五 第五十六條第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならぬ。
4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。
(評議員の任期)

第四十一條 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで延長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとするを妨げない。
(評議員に欠員を生じた場合の措置)

第四十二條 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員(次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。
(役員等の選任)

第四十三條 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。

2 前項の決議をする場合には、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又は定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規定は、社会福祉法人について準用する。この場合において、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、同項中「監事」とあるのは、「監事の過半数をもって」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員等の資格等)

第四十條 第四十條第一項の規定は、役員について準用する。

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

3 理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

4 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

- 一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- 二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- 三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一 社会福祉事業について識見を有する者

二 財務管理について識見を有する者

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

(役員任期)

第四十五条 役員任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

第六章第三節第四十五条の次に次の六条及び五款を加える。

(会計監査人の資格等)

第四十五条の二 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。以下同じ。))又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを社会福祉法人に通知しなければならない。

3 公認会計士法の規定により、計算書類(第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号イにおいて同じ。))について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期)

第四十五条の三 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(役員又は会計監査人の解任等)

第四十五条の四 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十四条(第二号に係る部分に限る。)、第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて準用する。

(監事による会計監査人の解任)

第四十五条の五 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、当該会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定による解任は、監事の全員の同意によつて行わなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(役員等に欠員を生じた場合の措置)

第四十五条の六 この法律又は定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員)の職務を行うべき者を含む。が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員を職務を行うべき者を選任することができる。

3 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

4 第四十五条の二及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

(役員欠員補充)

第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 前項の規定は、監事について準用する。

第三款 評議員及び評議員会

(評議員会の権限等)

第四十五条の八 評議員会は、全ての評議員で組織する。

2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十四条から第二百八十六条まで及び第二百九十六條の規定は、評議員について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(評議員会の運営)

第四十五条の九 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3 評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。

4 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から六週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

6 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行なわれなければならない。

一 第四十五条の四第一項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）

二 第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十三条第一項の評議員会

三 第四十五条の三十六第一項の評議員会

四 第四十六条第一項第一号の評議員会

五 第五十二条、第五十四条の二第一項及び第五十四条の八の評議員会

8 前二項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

9 評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第四十五条の十九第六項において準用する同法第九十九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条から第八十三条まで及び第九十二条の規定は評議員会の招集について、同法第九十四条の規定は評議員会の決議について、同法第九十五条の規定は評議員会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十一条第一項第三号及び第九十四条第三項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（理事等の説明義務）

第四十五条の十 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（議事録）

第四十五条の十一 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

4 評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）

第四十五条の十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十五条、第二百六十六条第一項（第三号に係る部分を除く。）及び第二項、第二百六十九条（第四号及び第五号に係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十一条第一項及び第三項、第二百七十二條、第二百七十三条並びに第二百七十七條の規定は、評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

について準用する。この場合において、同法第二百六十五条第一項中「社員総会又は評議員会以下この款及び第三百十五条第一項第一号口において「社員総会等」という。）とあり、及び同条第二項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百六十六条第一項中「社員等」とあるのは「評議員、理事、監事又は清算人」と、社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同項第一号及び第二号並びに同条第二項中「社員総会等」とあるのは「評議員会」と、同法第二百七十一条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四款 理事及び理事会

（理事会の権限等）

第四十五条の十三 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

六 第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百四十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第四十五条の二十第一項の責任の免除

5 その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

（理事会の運営）

第四十五条の十四 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者）を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長（記名押印）及び署名し、又は記名押印しなければならない。

7 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとなめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の規定は理事会の招集について、同法第九十六条の規定は理事会の決議について、同法第九十八条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(議事録等)

第四十五条の十五 社会福祉法人は、理事会の日（前条第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む）から十年間、前条第六項の議事録又は同条第九項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 評議員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十七条第一項、第二百八十八条、第二百八十九条（第一号に係る部分に限る。）、第二百九十条本文、第二百九十一条（第二号に係る部分に限る。）、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可について準用する。

(理事の職務及び権限等)

第四十五条の十六 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。

一 理事長

二 理事長以外の理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

3 前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条（第二項を除く。）、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事長の職務及び権限等)

第四十五条の十七 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 第四十五条の六第一項及び第二項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び第八十二条の規定は理事長について、同法第八十条の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十五条の六第一項中「この法律又は定款で定めた役員の数に欠けた場合」とあるのは、「理事長が欠けた場合」と読み替えるものとする。

第五款 監事

第四十五条の十八 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から第百三条まで、第百四条第一項、第百五条及び第百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第百二条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款 会計監査人

第四十五条の十九 会計監査人は、次節の定めるところにより、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働省令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの

4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十五条の二第三項に規定する者

二 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者

三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八条から第百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第百九条（見出しを含む。）中「一定時社員総会」とあるのは、「一定時評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七款 役員等の損害賠償責任

(役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任)
第四十五条の二十 理事、監事若しくは会計監査人(以下この款において「役員等」という。)又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。
一 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の理事

二 社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事
三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十二条から第十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第十二条中「総社員」とあるのは、「総評議員」と、同法第十三条第一項中「社員総会」とあるのは、「評議員会」と、同法第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第五項中「社員」とあるのは「評議員」と、同法第四項中「総社員(前項の責任を負う役員等であるものを除く。)」の議決権」とあるのは「総評議員」と、議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任)
第四十五条の二十一 役員等又は評議員がその職務を行うに於て悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
一 理事 次に掲げる行為
イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録
ロ 虚偽の登記
ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員等又は評議員の連帯責任)
第四十五条の二十二 役員等又は評議員が社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第五十九条中「以内」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同条各号を次のように改める。

一 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等
二 第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

第五十九条の二の見出しを「情報の公開等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項第一号中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「同条各号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき、当該承認を受けた報酬等の支給の基準

第五十九条の二第二項を同条第一項とし、同条に次の六項を加える。
2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人(厚生労働大臣が所轄庁であるものを除く。)の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。

3 都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄庁(市長に限る。次項において同じ。)に対し、社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

4 所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するとき、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース(情報の集合物であつて、これらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な施策を実施するものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

7 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。

第六章第五節を第八節とする。
第六章第四節の節名中「合併」を「清算並びに合併」に改める。
第六章第四節中第四十六条の前に次の款名を付する。

第一節 解散
第四十六条第一項第一号を次のように改める。
一 評議員会の決議
第四十六条第一項第四号中「合併」の下に「合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。」を加える。

第二節 清算
第四十六条の二の次に次の款名及び目名を付する。

第一目 清算の開始
第四十六条の三及び第四十六条の四を次のように改める。
(清算の開始原因)
第四十六条の三 社会福祉法人は、次に掲げる場合には、この款の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合(第四十六条第一項第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算法人の能力)

第四十六条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人(以下「清算法人」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

第四十六条の五 清算法人の機関

第四十六条の五から第四十六条の十一までを次のように改める。

(清算法人における機関の設置)

2 清算法人は、定款の定めによつて、清算人又は監事を置くことができる。

3 第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた時において特定社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置かなければならない。

4 第三節第一款(評議員及び評議員会に係る部分を除く。)の規定は、清算法人については、適用しない。

(清算人の就任)

第四十六条の六 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。

一 理事(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)

二 定款で定める者

三 評議員会の決議によつて選任された者

2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、第四十六条の三第二号に掲げる場合に該当することとなつた清算法人については、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

4 清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

6 第三十八条及び第四十条第一項の規定は、清算人について準用する。

7 清算人会設置法人(清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。)においては、清算人は、三人以上でなければならない。

(清算人の解任)

第四十六条の七 清算人(前条第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。)が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該清算人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第一項から第三項までの規定は、清算人及び清算法人の監事について、同法第七十五条の規定は、清算法人の評議員について、それぞれ準用する。

(監事の退任等)

第四十六条の八 清算法人の監事は、当該清算法人が監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。

2 清算法人の評議員は、三人以上でなければならない。

3 第四十条第三項から第五項まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条第三項、第五項及び第七項、第四十五条、第四十五条の六第一項及び第二項並びに第四十五条の七第二項の規定は、清算法人については、適用しない。

(清算人の職務)

第四十六条の九 清算人は、次に掲げる職務を行う。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

(業務の執行)

第四十六条の十 清算人は、清算法人(清算人会設置法人を除く。次項において同じ。)の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができる。

一 従たる事務所を設置、移転及び廃止

二 第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十一条第一項各号に掲げる事項

三 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清算人(同条の規定については、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。)について準用する。この場合において、同法第八十一条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十二条の見出し中「表見代表理事」とあるのは「表見代表清算人」と、同法中「代表理事」とあるのは「代表清算人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一第一項に規定する代表清算人をいう。)」と、同法第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十五条並びに第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算法人の代表)

第四十六条の十一 清算人は、清算法人を代表する。ただし、他に代表清算人(清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。)その他清算法人を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算法人を代表する。

3 清算法人(清算人会設置法人を除く。)は、定款、定款の定めに基づく清算人(第四十六条の六第二項又は第三項の規定により裁判所が選任した者を除く。以下この項において同じ。)の互選又は評議員会の決議によつて、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第四十六条の六第一項第一号の規定により理事が清算人となる場合においては、理事長が代表清算人となる。

5 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6 第四十六条の十七第八項の規定、前条第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条の規定及び次項において準用する同法第七十七条第四項の規定にかかわらず、監事設置清算法人（監事を置く清算法人又はこの法律の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。以下同じ。）が清算人（清算人であつた者を含む。以下この項において同じ。）に対し、又は清算人が監事設置清算法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が監事設置清算法人を代表する。

7 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十七条第四項及び第五項並びに第七十九条の規定は代表清算人について、同法第八十条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

（清算法人についての破産手続の開始）

第四十六条の十二 清算法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算法人が既に債権者に支払い、又は残余財産の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十六条の十三 裁判所は、第四十六条の六第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、清算法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

（清算人の清算法人に対する損害賠償責任）

第四十六条の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて清算法人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。

- 一 第四十六条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の清算人
- 二 清算法人が当該取引をすることを決定した清算人
- 三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十二条及び第十六条第一項の規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第十二条中「総社員」とあるのは、「総評議員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

第四十六条の十五 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 第四十六条の二十二第一項に規定する財産目録等並びに第四十六条の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

- 二 虚偽の登記
- 三 虚偽の公告

（清算人等の連帯責任）

第四十六条の十六 清算人、監事又は評議員が清算法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は評議員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第四十五条の二十二の規定は、適用しない。

（清算人会の権限等）

第四十六条の十七 清算人会は、全ての清算人で組織する。

2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 清算人会設置法人の業務執行の決定
- 二 清算人の職務の執行の監督
- 三 代表清算人の選定及び解職

3 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四十六条の十一第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。

5 第四十六条の十一第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができる。

6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができる。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

7 次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する。

- 一 代表清算人
- 二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されたもの

8 第四十六条の十第四項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条に規定する場合には、清算人会は、同条の規定による評議員会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて清算人会設置法人を代表する者を定めることができる。

9 第七項各号に掲げる清算人は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしななければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「理事会」とあるのは「清算人会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算人会の運営)

第四十六条の十八 清算人は、各清算人が招集する。ただし、清算人会を招集する清算人を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人(以下この項及び次条第二項において「招集権者」という。)以外の清算人は、招集権者に対し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の招集について準用する。この場合において、同条第一項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。)にあつては、各清算人及び各監事」と、同条第二項中「理事及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人)にあつては、清算人及び監事」と読み替えるものとする。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条及び第九十六条の規定は、清算人会設置法人における清算人会の決議について準用する。この場合において、同法第九十五条第三項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、理事」とあるのは「清算人」と、「代表理事」とあるのは「代表清算人」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八条の規定は、清算人会設置法人における清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監事」と、「理事及び監事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の十一第六項に規定する監事設置清算法人をいう。)にあつては、清算人及び監事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(評議員による招集の請求)

第四十六条の十九 清算人会設置法人(監事設置清算法人を除く。)の評議員は、清算人が清算人会設置法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、清算人会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、清算人(前条第一項ただし書に規定する場合には、招集権者)に対し、清算人会の目的である事項を示して行わなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

4 第一項の規定による請求を行った評議員は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した清算人会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録等)

第四十六条の二十 清算人会設置法人は、清算会の日(第四十六条の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六条の規定により清算人会の決議があつたものとみなされた日を含む。)から十年間、同項において準用する同法第九十五条第三項の議事録又は第四十六条の十八第五項において準用する同法第九十六条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所(以下「議事録等」)に備え置かなければならない。

2 評議員は、清算法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、清算人又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該清算人会設置法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。

(理事等に関する規定の適用)

第四十六条の二十一 清算法人については、第三十一条第五項、第四十条第二項、第四十三条第三項、第四十四条第二項、第三節第三款(第四十五条の十二を除く。)及び同節第五款の規定中理事又は理事会に関する規定は、それぞれ清算人又は清算人会に関する規定として清算人又は清算人に適用があるものとする。この場合において、第四十三条第三項中「第七十二条、第七十三条第一項」とあるのは「第七十二条」と、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項中「監事が」とあるのは「監事の過半数をもって」と、同法第七十二条とあるのは「これらの規定」と、「評議員会」と読み替える」とあるのは「第一八一条第一項中「理事会の決議によつて」とあるのは「清算人は」と、「定めなければならない」とあるのは「定めなければならない。ただし、清算人会設置法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。)においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない」と、同項第三号及び同法」とあるのは「とあるのは「第一八一条」と、第四十五条の十八第三項中「第一四四条第一項、第一四五条」とあるのは「第一四五条」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三目 財産目録等

(財産目録等の作成等)

第四十六条の二十二 清算人(清算人会設置法人にあつては、第四十六条の十七第七項各号に掲げる清算人)は、その就任後遅滞なく、清算法人の財産の現況を調査し、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表(以下この条及び次条において「財産目録等」という。)を作成しなければならない。

2 清算人会設置法人においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、財産目録等(前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの)を評議員会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 清算法人は、財産目録等を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第四十六条の二十三 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(貸借対照表等の作成及び保存)

第四十六条の二十四 清算法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各清算事務年度(第四十六条の三各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日(応ずる日がない場合にあっては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。